



令和3年3月29日・4月1日の電子申請関係の変更スケジュール等

電子申請関係の変更スケジュール

	3月29日	4月1日
36協定の本社一括要件緩和 (令和3年2月10日付け基発0210第5号「時間外・休日労働協定の本社一括届出について」の一部改正について) 関係)	旧ツール 	新ツール 
新様式※1による届出 (令和2年12月22日付け基発1222第4号「労働基準法施行規則等の一部を改正する省令の公布等について」関係)		電子申請でも新様式による届出が可能となります。 (労働者代表の適格性についてのチェックボックスへのチェックが必須となります。)
電子署名・電子証明書の添付不要		労基法等※2の電子申請については、 電子署名・電子証明書の添付が不要となります。
社会保険労務士等が提出代行する場合、 提出代行証明書に加え、 <u>社労士証票の写しを添付する必要があります。</u> (令和3年3月10日付け基政発0310第1号・基監発0310第1号・基賃発0310第3号「社会保険労務士等が労働基準法等に基づく手続について電子申請により提出代行を行う場合の取扱いについて」参照)		

※1 労働基準法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第203号)による改正後の労働基準法施行規則等に基づく様式

※2 労働基準法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則に基づく手続

36協定の本社一括届出の取扱変更に伴う留意点

- 電子申請により36協定を本社一括で届け出る場合は、一括届出事業場一覧作成ツール(以下「ツール」といいます)を利用して事業場一覧を作成・添付いただく必要があります。
- 令和3年3月29日から、新しいツールを厚生労働省HPに掲載します。**
同日以降は、過去に掲載していたツールによる本社一括届出はできなくなりますのでご注意ください。